

《大阪会場・東京会場にて開催》
具体的事例によるケーススタディで学ぶ

問題社員対応の実務

～近年、増加傾向にある各種トラブルの具体的検討～

◆開催要領◆

大阪開催

東京開催

日時：2012年9月28日（金）13：30～17：00

日時：2012年10月4日（木）13：30～17：00

会場：「ホテルコンサルト新大阪」（西中島）

会場：「TKPスター会議室 半蔵門」（半蔵門）

淀川区西中島1-12-7

千代田区三番町3-8 泉館三番町ビル1F ※全館禁煙となります。

講師

四谷麴町法律事務所

弁護士

藤田 進太郎 氏

【講師紹介】東京大学法学部卒業。2003年10月、弁護士登録。2006年10月、四谷麴町法律事務所開業。日本弁護士連合会労働法制委員会委員・事務局員・労働審判PTメンバー。第一東京弁護士会労働法制委員会委員・労働契約法部会副部長。東京三会労働所訟等協議会委員。経営法曹会議員。労働問題の予防解決・問題社員の対応が中心業務（使用者側専門）。主な著書に「改訂版 最新実務労働災害」（共著 三協法規出版）、「文書提出等をめぐる判例の分析と展開」（共著 経済法令研究会）、「管理職のための労働契約法・労働基準法の実務」（共著 清文社）ほか。

◆開催にあたって◆

本セミナーでは、近年、増加傾向にある問題社員による各種トラブルについて、その法的対応策を具体的に検討し、問題社員対応の実務について、分かりやすく解説していきます。人事部門、労務部門、総務部門、法務部門などにおいて、関連する業務を担当される皆様のご参加をお勧めいたします。

《プログラムの詳細については裏面をご参照ください》

● 受講料 ● 1名（税込み、資料代含む）

正会員	31,500円（本体価格30,000円）
一般	34,650円（本体価格33,000円）

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。以下の当会ホームページからもお申しいただけます。
http://www.bri.or.jp

着信確認のご連絡後、受講票・請求書をお送りします。

* よくあるご質問（FAQ）は当会ホームページにてご確認ください。（[TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問]）

* お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 公開セミナー事業グループ
担当：川守田（かわもりた）E-mail:kawamorita@bri.or.jp
TEL:03-5215-3514 FAX:03-5215-0951
東京都千代田区麴町1-6-2 アーバンネット麴町ビル6F

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

申込書 FAX:03-5215-0951

↓ 希望会場に「○」をご記入下さい。

		[大阪開催:121450-0505] 2012.9.28 問題社員対応の実務	
		[東京開催:121451-0505] 2012.10.4 問題社員対応の実務	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内にお送りする際に利用させていただきます。

以下のような近時よくある具体的事例を取り上げ、実務的な対応策を検討・解説いたします。

※ セミナー終了後、可能な範囲で個別のご質問もお受けいたします。

- (1) 勤務態度が悪い。
- (2) 注意するとパワハラだと言って指導に従わない。
- (3) ソーシャルメディアに社内情報を書き込む。
- (4) 就業時間外に社外で飲酒運転・痴漢・傷害事件等の刑事事件を起こして逮捕された。
- (5) 転勤を拒否する。
- (6) 金銭を着服・横領したり出張旅費や通勤手当を不正取得したりして会社に損害を与える。
- (7) 業務上のミスを繰り返して会社に損害を与える。
- (8) 管理職なのに部下を管理できない。
- (9) 精神疾患を発症して欠勤や休職を繰り返す。
- (10) 精神疾患を発症したのは長時間労働や上司のパワハラ・セクハラのおかげだと主張して損害賠償請求してくる。
- (11) 行方不明になってしまい社宅に本人の家財道具等を残したまま長期間連絡が取れない。
- (12) 退職勧奨しても退職しない。
- (13) 期間雇用者を契約期間満了で雇止めしたところ雇止めは無効だと主張してくる。
- (14) 退職届提出と同時に年休取得を申請し引継ぎをしない。
- (15) 会社の業績が悪いのに賃金減額に同意しない。
- (16) 賃金が残業代込みの金額である旨納得して入社したにもかかわらず残業代の請求をしてくる。
- (17) 勝手に残業して残業代を請求してくる。
- (18) 管理職なのに残業代を請求してくる。
- (19) トラブルの多い社員が定年退職後の再雇用を求めてくる。
- (20) 解雇した社員が合同労組に加入して団体交渉を求めてきたり会社オフィス前や社長自宅前で街宣活動をしたりする。

※ セミナー当日は、問題社員対応に関する最新情報を盛り込むため、上記に例示した事例を変更、追加する場合がございます。